

作成日： 2020.4.30

更新日： 2020.12.11

危機管理室

新型コロナウイルス感染者発生時の
対応マニュアル（改訂版）

国立大学法人帯広畜産大学

目次

1. 感染疑い期	2
1) 感染の疑いがある場合、風邪症状がある場合	2
2) 症状が持続・悪化した場合	2
3) 症状の快復・復帰について	3
4) 学生・教職員が濃厚接触者と判断された場合	4
5) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等により、感染者と接触したことが確認された場合.....	4
2. 感染者発生期	5
1) 感染が確定した（PCR検査陽性となった）場合	5
2) 感染者が発生した場合の対応及び感染拡大（クラスター発生）防止の対策.....	5
4) 感染者及び濃厚接触者の特定並びに行動履歴の把握	7
3. 経過観察期	8
4. 対応の終了	8
5. 新型コロナウイルス感染者発生時の対応（外部公表）フロー	9
6. 新型コロナウイルス感染症報告書・別紙1,2・健康観察票	10

1. 感染疑い期

1) 感染の疑いがある場合、風邪症状がある場合

学生・教職員は、以下のいずれかに該当する場合は、自宅安静した上で、保健管理センターに電話又はEメールでその症状を報告する。

- ・発熱などの風邪症状（鼻水、鼻づまり、のど痛、咳、たん、倦怠感等）がある場合
- ・発熱がなくても、体調不良の兆候がみられる場合

保健管理センター TEL: 0155-49-5315, 5793 (平日 8:30~17:15)
E-mail: hokekan@obihiro.ac.jp

※保健管理センターに電話又はEメールで報告し、自宅安静が確認された場合、その期間の授業の欠席、出勤の停止については配慮されます。詳細については、学生は入試・教務課、教職員は総務課にお問い合わせください。

入試・教務課 TEL: 0155-49-5293 E-mail: gakumu@obihiro.ac.jp
総務課労務係 TEL: 0155-49-5221 E-mail: syokuin@obihiro.ac.jp

保健管理センターは、健康把握対象者の登録をした事、毎日の体温及び症状報告依頼（健康状態把握アプリまたは健康観察票の活用）、「新型コロナウイルス感染症報告書（別紙1,2を含む。）」の作成依頼、症状改善後の復帰の目安等を返信。日々の報告を受け、復帰の条件を満たした場合、その連絡をする。

2) 症状が持続・悪化した場合

自宅待機期間中、以下の症状がある学生・教職員は、「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」に相談する。

- ・息苦しさ、強いたるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合、あるいは、解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。妊娠中の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに相談してください。

相談先：北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター

TEL : 0800-222-0018 (フリーコール・24 時間)

※「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」への相談に併せて、保健管理センターにも連絡してください。

保健管理センター TEL: 0155-49-5315, 5793 (平日 8:30~17:15)

E-mail: hokekan@obihiro.ac.jp

※夜間、土日、祝日は警備室（電話：0155-49-5253）に連絡してください。

教職員・学生は、PCR検査等を実施することが決定した段階で、教職員は部門長、センター長、課長又は室長（以下「所属長」という。）に、学生はクラス・ユニット担任又は主指導教員に、速やかに報告し、所属長は総務課長に、クラス・ユニット担任又は主指導教員は学生支援課長に報告する（学生支援課長は総務課長に報告する）。また、検査の結果が判明した際には、陽性・陰性にかかわらず、その結果を速やかに報告（教職員：所属長、学生：クラス・ユニット担任又は主指導教員）し、所属長は総務課長に、クラス・ユニット担任又は主指導教員は学生支援課長に報告する（学生支援課長は総務課長に報告する）。なお、当該教職員・学生の健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。（連絡体制は5ページの緊急連絡網を参照）

PCR検査を受診した場合、学生は学生支援課に、教職員は総務課に「新型コロナウイルス感染報告書（別紙1、2を含む。）」を提出する。報告を受けた保健管理センターは、本人に登校禁止または出勤禁止を命じ、学生の場合は学生支援課、教職員の場合は総務課に報告するとともに、危機管理室長に「新型コロナウイルス感染症報告書（別紙1、2を含む。）」を提出する。

新型コロナウイルス感染症報告書（11 ページ）

本人の病状（保健所・医者からの指導事項含む）、発症日（健康管理センターが指示）、現在の居住場所、濃厚接触者の有無とその情報、発症日以降の行動（立ち寄った場所など別紙1・別紙2行動調査票使用）、今後の連絡先・連絡方法 など

3) 症状の快復・復帰について

症状改善後の復帰の目安は、次の①及び②の両方の条件を満たすことが必要となる。

①発症後に少なくとも8日が経過している

②薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも3日が経過している（症状消失日を0日として3日目以降）

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

**咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

※復帰時期については、健康管理センターの指示に従う

4) 学生・教職員が濃厚接触者と判断された場合

- ①濃厚接触者に関する情報（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等）を保健所に提供する。
- ②濃厚接触者は、保健管理センターの指示に従い、原則 14 日間（感染者との最終接触日の翌日から 14 日間）出席停止・就業禁止期間とし、健康観察する。
- ③健康観察中には、手指衛生や咳工チケットの徹底、および健康状態に注意を払い、不要不急の外出を控え、やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避けさせる。基本的には自宅待機とする。
- ④家族（同居者）が濃厚接触者と判断されただけでは、職員本人を自宅待機にする必要はない。ただし、職員には、マスクの着用や手指衛生の徹底などの家庭内での感染管理をさせる。在宅勤務を含めた別室勤務を推奨し、体調不良を自覚する場合は出勤を控えさせる。
- ⑤体調不良を感じる場合は、保健管理センターに電話又はEメールでその症状を報告する（感染の疑いがある場合と同様の対応）。

※濃厚接触者について

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さである。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で 15 分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる。

（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-3 厚生労働省 HP](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-3)）

学内における濃厚接触者の範囲は、感染者が発症する 2 日前から次の状態にあった者を目安とし、保健所等の指示によりに判断する。

学生の場合

- ・同じ授業に 90 分 1 コマ 1 回以上出席していた人
- ・同じサークルに所属し、屋内で 1 時間以上一緒に活動した人
- ・至近距離（1 メートル以内）でマスクなしで 15 分以上対面、会話をした人

教職員の場合

- ・同じ事務室で 1 時間以上勤務した人
- ・至近距離（1 メートル以内）でマスクなしで 15 分以上対面、会話をした人

5) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等により、感染者と接触したことが確認された場合

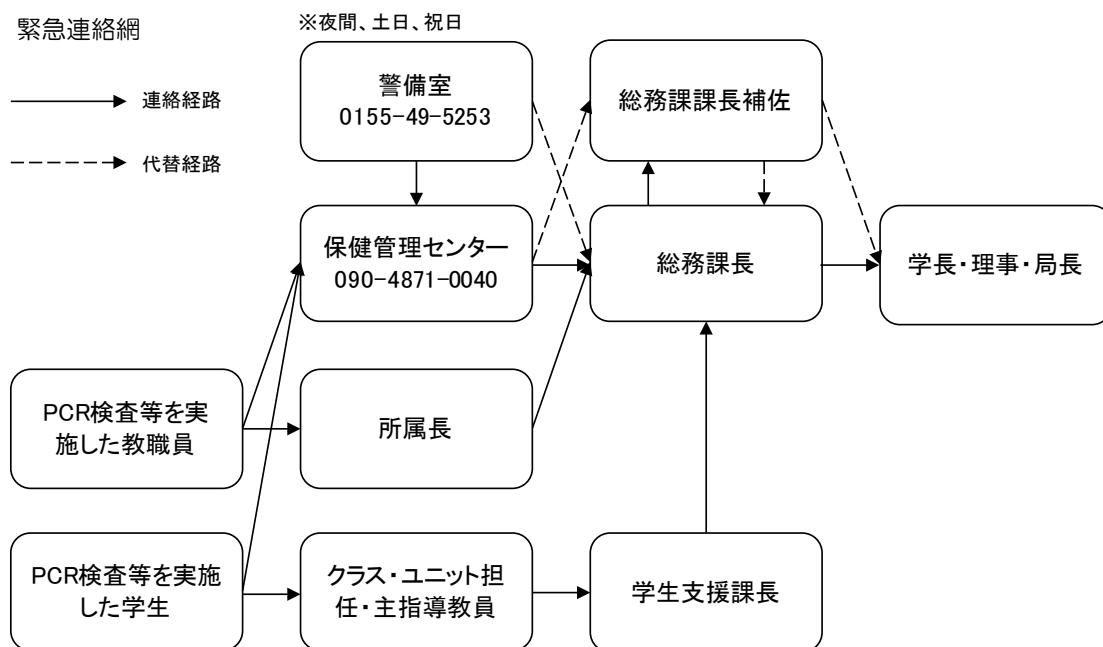
厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等により、感染者と接触したことが確認された者は保健所に相談する。

濃厚接触者に該当すると判断された場合は、「4) 学生・教職員が濃厚接触者と判断された場合」に従って対応する。

2. 感染者発生期

1) 感染が確定した（PCR検査陽性となった）場合

総務課長は、感染者が発生した場合（保健所又は健康管理センター等から報告を受けた場合も含む。）、報告を速やかに危機管理室に伝達する。



※理事・副学長は、関係する各部門・センター長、総務課長及び課長補佐は、学長補佐及び事務局次長、各課・室長に連絡する。

2) 感染者が発生した場合の対応及び感染拡大（クラスター発生）防止の対策

- ① 感染した学生・教職員は、出席禁止または就業禁止とし入院治療となる。
- ② 大学（対策本部）は、休講及び臨時休業の検討を速やかに行う。また、危機管理室は、以下の検討を行い、適宜帯広市、保健所とも相談のうえ、関係部署への対応の指示を行う。

指示内容

・感染者及び濃厚接触者の隔離等	総務課、入試・教務課、学生支援課
-----------------	------------------

※学生：指導教員等への連絡、補講等授業関係対応、出席停止通告・措置、等

※教職員：所属長への連絡、就業禁止通告・措置、等

※出席停止・就業禁止期間：感染者は医療機関が必要と認める期間

濃厚接触者は原則最終接触日から 14 日間

・感染者及び濃厚接触者のメンタルケア	学生相談室、健康管理センター
・寮等で発生した場合の濃厚接触者の隔離等	学生支援課、施設課
・消毒作業（保健所からの指示、消毒業者への発注、職員による消毒）	施設課
・入構禁止・立ち入り禁止区域の決定・周知等（メール・看板等）	総務課、施設課

・授業の中止、指導学生対応	入試・教務課
・出勤停止対応	総務課
・学内周知及び注意喚起（HP 等）	総務課、学生支援課
・学内施設等への連絡	総務課

※学内施設等：FSC、動物医療センター、大学生協、ファームデザインズ、上川大雪
酒造(株)（碧雲蔵）

・帯広市、保健所、労働基準監督署、文部科学省への報告	総務課
----------------------------	-----

※参考：臨時休業実施有無等の判断について

学生又は教職員の感染が判明した場合には、（略）当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を（略）総合的に考慮し、学校保健安全法第 20 条^{*}に基づく臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断すること。

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号） (臨時休業)

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

なお、学校の臨時休業を行うのは、保健所の調査等により、感染者の学内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合であり、学内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、全部又は一部の臨時休業を判断することが適当であること（濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業の必要はないこと）。

イ. 学校内における活動の態様

- （略）屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なることから、感染者の校内での活動状況などを確認すること。

ロ. 接触者の多寡

- （略）不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まるところから、接触者の多寡を確認すること。

ハ. 地域における感染拡大の状況

- 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えること。

二. 感染経路の明否

- 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まること。
- 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の学生や教職員に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えること。

ホ. その他

- （略）感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難であ

ること。

感染者が発生した場合には（略）都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、検討すること。

※文部科学省高等教育局長通知「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」（令和2年9月15日付け2文科高第543号）（抜粋）

③公表：総務課において、帯広市、保健所及び文部科学省と感染者情報の公表内容等を調整する。速やかに第一報をHPで公表すると共に、プレスリリースを行う。

公表項目：

i 対策本部（本部長：学長）で、詳細把握と感染拡大防止に努めること

ii 入構禁止であること（解除時期など期間を明示）

iii 遠隔も含め授業中止する（休講措置）とすること

※ ii 及び iii については、学内の状況を確認した上で判断する。

iv 公共機関（市、保健所等）と連絡を取り対応している（する）こと

v 感染者及びその家族等の人権尊重・個人情報保護に関して、十分な理解と配慮のお願いに関すること

取材対応は理事に一元化する。（記者会見の実施は原則想定しない）。

状況により第2報以降を適宜行う。

④周知徹底：学生・教職員に対しては、引き続き、マスク着用をはじめとする感染症対策及び健康管理の徹底並びに風邪症状等疑わしい症状がある場合は、保健管理センターに速やかに連絡する旨Eメール及びポータル等で周知する。

4) 感染者及び濃厚接触者の特定並びに行動履歴の把握

陽性となった場合は保健所が本人に聞き取り調査を行う。また、保健所からの必要な指示（例えば、濃厚接触者の自宅待機等）に従う。

濃厚接触者について、感染拡大（クラスター）の恐れがある場合は保健所が行う調査に協力し、感染拡大（クラスター）の恐れがない場合は、本人の報告書に基づき、本学（学生：学生支援課、教職員：総務課）が別途聞き取り調査を行う。また、公表可能内容について本人に確認する。保健所からの指示・調査に対応できるように、感染者等の勤務状況・出席状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。

保健所からの指示に基づき濃厚接触者を特定し、行動歴の確認を速やかに行い、危機管理室に報告する。

保健所との窓口は総務課総務係とする。

感染者に解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることがないようにするとともに、感染者及びその家族等の人権尊重・個人情報保護に配慮して対応する。

3. 経過観察期

消毒、感染者及び濃厚接触者の特定・隔離等が完了した時点で、入構の再開（授業及び出勤再開等）を速やかに対応する。

濃厚接触者は保健所の指示により、PCR検査を実施する。陰性の場合、大学（保健管理センター）及び保健所に、2週間毎日経過を報告し、体調が悪くなったと判断されれば「1. 感染疑い期　2) 症状が持続・悪化した場合」の扱いとなる。なお、感染が確認（陽性）されれば、「2. 感染者発生期」の対応を取ることになる。

危機管理室は、以下の検討を行い、適宜帯広市、保健所とも相談のうえ、関係部署への対応の指示を行う。

指示内容

・感染者及び濃厚接触者への出席停止・就業禁止対応	入試・教務課、総務課
・感染者及び濃厚接触者のメンタルケア	学生相談室、保健管理センター
・寮等で発生した場合の濃厚接触者の隔離等	学生支援課、施設課
・入構再開・立ち入り禁止解除対応（メール・看板等）	総務課、施設課
・授業再開対応	入試・教務課
・出勤再開対応	総務課
・学内周知と注意喚起	総務課、学生支援課
・学内周知及び注意喚起（HP等）	総務課、学生支援課
・学内施設等への連絡	総務課

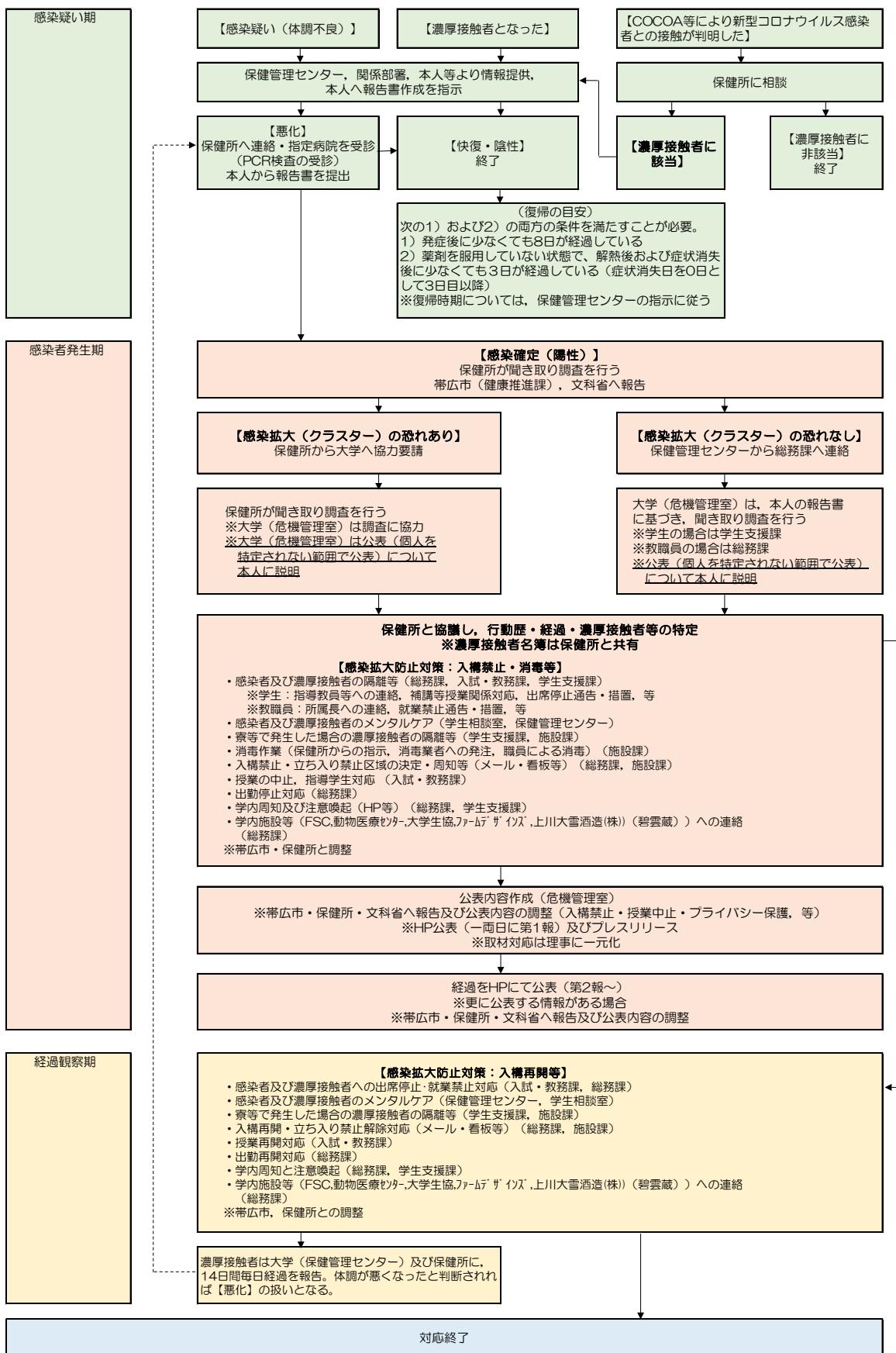
※学内施設等：FSC、動物医療センター、大学生協、ファームデザインズ、上川大雪
酒造(株)（碧雲蔵）

・帯広市、保健所、文部科学省への報告	総務課
--------------------	-----

4. 対応の終了

- ・感染者は入院治療後、病院の判断で退院する。（目安：「①24時間発熱が無い、②呼吸器症状が改善傾向である、③PCR検査が2回連続で陰性である」）
- ・退院後は、保健管理センターの指示に従い、2週間程度は外出を控えさせる。この期間は自宅待機を行う。
- ・保健管理センター（主治医）からのアドバイスに従い、体調を確認しながら授業へ出席させる、または職場へ復帰させる。
- ・欠席した授業については原則的に補講。課題などにより対応し、学生に不利益が生じないようにする。
- ・保健管理センター・病院の判断により、感染者及び濃厚接触者は復帰し、各担当（学生：学生支援課、教職員：総務課）にその旨報告する。
- ・感染者及び濃厚接触者が復帰する際はPCR検査の結果や各種証明書の提出は求めない。
- ・全ての感染者及び濃厚接触者が復帰した時点で、通常の対応に移行する。

5. 新型コロナウイルス感染者発生時の対応（外部公表）フロー



※今後の状況の変化に伴い、対応の見直しを行う。

6. 新型コロナウイルス感染症報告書・別紙1,2・健康観察票

新型コロナウイルス感染症報告書

所属	
職名又は学年	
氏名	
連絡先	TEL - - (本人・ <u>家族等</u>) E-mail

① 報告日	年 月 日
② 診断日	年 月 日
③ 受診医療機関	
④ 現在の状況	<input type="checkbox"/> 自宅待機：住所 _____ <input type="checkbox"/> 入院中（または入院予定） 入院先医療機関名 _____
⑤ 発熱及び咳などの呼吸器 症状等の現れた日	年 月 日
⑥ 診断日前1ヶ月以内にお ける国内出張・旅行又は 海外渡航歴の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 期間 年 月 日～ 年 月 日 地域、国名・都市名 _____
⑦ 発症前2週間以内の行動 歴、接触歴	別紙1
⑧ 症状等の現れた日以降に おける行動調査	別紙2
⑨ 今後の見通し等に係る医 師、行政機関等の所見	

※必ずどちらかに□をしてください。

濃厚接触者（想定されるものを含む）に対して情報提供を行うことに

同意します 同意しません

※今後の状況の変化に伴い、様式を変更する場合があります。

新型コロナウイルス感染症調査票(行動歴・接職歴)					-別紙1-		
所属・職名(学年) :				氏名:			
<p>作成の指示があつた日を発症日と仮定する。発症前の2週間を目安として、行動について記載する。職場、学校、医療機関、福祉施設等の人が集まる場所、密閉されかつ不特定多数の人が一定時間接触がある空間などの感染リスクが高い場所※に関する行動歴を中心に、症状がある人等との接触歴(対面で会話した等)とあわせて調査する。発症前2日目以降の行動歴については調査票(別紙2)を使用すること。</p> <p>※感染リスクが高い場所の例として:船、長距離バス、スポーツジム、屋内音楽ライブ、クラブ、立食パーティー、カラオケボックス、屋内展示会等の換気が悪く密閉された環境での集会参加、流行地への滞在歴(国内・国外)が挙げられる。</p>							
発症日より	日付	時刻	場所	行動歴/接触歴	状況 (活動内容、他者との接触状況、イベント規模、体調不良者の有無等)	感染リスクの高い場所の同行者氏名	備考
記載例	6/Y	9時~12時 13時30分~ 17時頃	①○○駅近くのXXライブハウス TEL: 000-000-0000 ②△△県△△市 ③□□県□□町	①所属する営業2課の同僚とライブへ参加 ②○×観光バスで移動 TEL: 999-999-9999 ③△△駅前で風症状のある友人(○○氏)と接触	①観客約300人、スタンディングで密集。 ②家族(妻、子供2人)を含めバスには20人程度で、乗客に体調不良者あり。 ③マスクの着用なしで30分ほど立ち話をした	①○×部長、△口主任 ②○○太郎、□□花子、△△次郎	
発症14日前	/						
発症13日前	/						
発症12日前	/						
発症11日前	/						
発症10日前	/						
発症9日前	/						
発症8日前	/						
発症7日前	/						
発症6日前	/						
発症5日前	/						
発症4日前	/						
発症3日前	/						
発症2日前	/						
<p>※この調査票は、国立感染症研究所が公開している調査票(案)に基づき作成しています。 ※今後の状況の変化に伴い、様式を変更する場合があります。</p>							

新型コロナウイルス感染症調査票（接触者）

一別紙2

所属・職名（学年）：

氏名：

作成の指示があった日を発症日と仮定する。発症後の調査は、濃厚接触者を特定し、感染拡大を予防するためを行う。

発症日より 記載例	日付	時刻	同居者以外の者との接觸状況	接觸場所	接觸者氏名※	接觸者の連絡先	備考
記載例	6/Y	9時～12時 13時30分～ 15時頃	①職場に出勤し、所属する営業2課の同僚と接觸 ②取引先に移動し、応対した社員や商談した社員等と接觸	①〇〇物産株式会社 TEL：000-000-0000 ②〇×貿易株式会社 TEL：999-999-9999	①〇〇太郎、□□花子、△△次郎 ②〇×部長、△□主任	①は全て〇〇物産株式会社 ②は全て〇×貿易株式会社	
発症2日前	/						
発症1日前	/						
発症日	/						
発症1日後	/						
発症2日後	/						
発症3日後	/						
発症4日後	/						
発症5日後	/						
発症6日後	/						
発症7日後	/						
発症()日後	/						
発症()日後	/						
発症()日後	/						
発症()日後	/						

※この調査票は、国立感染症研究所が公開している調査票（案）に基づき作成しています。
※今後の状況の変化に伴い、様式を変更する場合があります。

健康観察票(1枚目)

所 属		職名(学年)		氏 名	
日付	/	/	/	/	/
体温	°C	°C	°C	°C	°C
呼吸困難	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
嘔気・嘔吐	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
味・臭覚異常	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
全身倦怠感	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
関節筋肉痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
その他					
備考					

※この調査票は、国立感染症研究所が公開している調査票(案)に基づき作成しています。

健康観察票(2枚目)

所 属		職名(学年)		氏 名	
日付	/	/	/	/	/
体温	°C	°C	°C	°C	°C
呼吸困難	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
嘔気・嘔吐	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
味・臭覚異常	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
全身倦怠感	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
関節筋肉痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
その他					
備考					

※この調査票は、国立感染症研究所が公開している調査票(案)に基づき作成しています。